

「情報セキュリティの日」の概要

2006年10月25日(水)

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)

<http://www.nisc.go.jp/>

背景と検討状況

「第1次情報セキュリティ基本計画」(2006.2.2)(抄)

第3章第1節(4)②

広報啓発・情報発信の強化・推進

全国的規模での広報啓発・情報発信の継続的実施、ランドマーク的イベントの実施(「情報セキュリティの日」の創設等)、日常からの世論喚起・情報提供の仕組み(「情報セキュリティ天気予報」(仮称)の実施検討)の構築、我が国の情報セキュリティの基本戦略の国内外への発信を行う。

「セキュア・ジャパン2006」(2006.6.15)(抄)

第2章第4節②イ)ランドマーク的イベントの実施

a)「情報セキュリティの日」の創設(内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省)

情報セキュリティに関する国民の意識の醸成を促進すべく、2006年度に「情報セキュリティの日」を創設し、これに伴う広報啓発的行事を全国的規模で開催するとともに、これにあわせて、個人、企業、地方公共団体、教育機関及び研究機関等を表彰するための制度の創設を検討する。

そこで、情報セキュリティの重要性について広く国民への普及・啓発を図る観点から、以下の要領で実施。

- 「情報セキュリティの日」を毎年2月2日(※)とする。(※「第1次情報セキュリティ基本計画」を決定した日)
- 「情報セキュリティの日」の前後の期間において、政府機関はもとより、広く他の関係機関、団体の協力の下に、国民各層の幅広い参加を得た取組みを集中的に推進する。
- 情報セキュリティへの取組みに関し、特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を政策会議議長から表彰する。

政策会議議長表彰について

◆ 表彰制度の趣旨

情報セキュリティへの取組みに関し、特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰し、もって情報セキュリティに関する優れた取組みを広く普及させる。

◆ 表彰の対象とする者についての基本的な考え方

以下のいずれかにつき特に顕著な功績又は功労があり、省庁横断的な視点から、政策会議議長が顕彰することが認められる者を対象とする。

- ① 地方公共団体、企業等の組織における情報セキュリティ対策への先進的な取組み
- ② 情報セキュリティ対策に資する技術の研究・開発
- ③ 情報セキュリティ対策に関する普及啓発、人材育成への貢献

◆ 被表彰者の決定方法について

「情報セキュリティの日」を推進する関係省庁(※)からの推薦を活用しつつ、情報セキュリティ政策会議議長が決定する。

(※)関係省庁；内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省

「情報セキュリティの日」に向けた今後のスケジュール(現時点での予定)

年	時 期	事 項
平成18年	10月25日(本日)	第8回情報セキュリティ政策会議において方針決定
	同日	関連イベントの募集開始
	以後速やかに	表彰者の選定作業
	↓	↓
	↓	↓
平成19年	↓	↓
	↓	↓
	↓	↓
	↓	↓ (12月中旬:第9回情報セキュリティ政策会議)
	12月下旬	表彰者の内定 (式典等準備)
平成19年	2月2日(予定)	第10回情報セキュリティ政策会議 (「情報セキュリティの日」の議長表彰)
	以後	＜全国で関連イベントの実施＞

「情報セキュリティの日」に関連して開催される行事について(現時点での想定)

行政機関等主催の行事

- 情報セキュリティ政策会議の開催(議長表彰)
- 全国の関連政府機関が主催する関連行事
 - ・都道府県警察、地方総合通信局、地方経済産業局主催のセミナー 等
- 地方公共団体、教育機関等が主催するシンポジウム 等

民間主催の行事

- 新聞社等の主催によるシンポジウム
- IT関連雑誌社等の主催によるフォーラム
- 業界団体等の主催によるセミナー 等